**阪南市地域包括支援センター運営業務等委託基本方針**

**令和７年８月１４日**

**阪南市健康福祉部介護保険課**

Ⅰ．運営基本方針策定の趣旨

１．地域包括支援センターの目的

介護保険法（平成９年法律第２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第１項に基づき、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的として、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関として設置する。

２．地域包括支援センターの運営方針

　２０２５年には団塊世代が後期高齢者となり、今後、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれ、増加する高齢者を支えるための地域づくりがより一層求められる。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、様々なサービスや地域の社会資源、人々のつながりを活用して、支援の必要な高齢者等に提供することが必要である。

本市は、地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターをはじめとする既存の取り組みを活かしつつ、地域住民の様々な福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を推進することで、子どもから高齢者までを含めた「住みやすいまち、憧れのまち阪南」を目指している。

このため、介護保険法第１１５条の４７第１項に基づく包括的支援事業の実施に係る方針として、地域住民に身近な中核的な機関としての地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方、業務上の方針を明確にし、センター業務を円滑かつ効果的に実施するため、本方針を策定する。

３．地域包括支援センター運営協議会

市が設置する阪南市地域包括支援センター運営協議会（以下｢運営協議会｣という。阪南市介護保険運営協議会に機能を有する。）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

Ⅱ．運営上の基本的な考え方

1. 基本的視点
2. 公益性

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う｢公益的な機関｣として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、被保険者の負担する介護保険料や国・府・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

（２）地域性

センターは、地域の介護・保健・福祉・医療サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

運営協議会や地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者や介護保険事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

（３）協働性

センターの保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等の専門職種が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。

地域の介護・保健・福祉・医療等の専門職種や住民、公共機関などの関係者と連携を図りながら活動する。

２．個人情報の保護

センターが有する高齢者及びその家族の情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に洩れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に万全の措置を講ずる。

３．利用者満足の向上

地域住民が安心して相談できるよう、親切・丁寧な対応を心がけ、地域住民にセンターの役割や利用方法等をわかりやすく周知するよう努める。また、夜間や緊急時の対応に備え、予めセンター職員や関係機関等と速やかに連絡が取れるような体制を整備し、対応する。

４．市や関係機関等との連携

地域住民への支援を円滑に実施するため、地域包括支援センター連絡会議に参加し、委託者である市はもとより他のセンターとの連携・協力に努める。また、迅速な対応ができるよう関係機関等との連携・協力にも努める。

５．組織・運営体制の充実

センター職員は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳ある自立した生活を実現できるよう支援に努めるとともに、常に当事者の最善の利益を図るために相互に情報共有して業務を遂行する。

そのため、業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修等による人材育成に努めるとともに、職員のメンタルヘルスに注意する。

また、センターに対する事故・苦情等に対応する体制を整備し、事故・苦情等があった場合は誠実に対応して再発防止に努める。

Ⅲ．業務推進の方針

１．包括的支援事業

（１）総合相談支援業務（法第１１５条の４５第２項第１号）

①実態把握

支援を必要とする高齢者について、窓口等の相談、住民や関係機関からの連絡、介護予防教室への参加状況、家庭訪問などを通じて、心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを早期発見し、早期対応できるよう取り組む。

②総合相談業務

地域の中核的な機関として、高齢者等に関する各種相談に対し、関係機関等と連携し、総合的かつ迅速に対応するとともに、訪問等により相談及び支援を行う。

市や関係機関との連携のもと、多様な相談内容について、専門的かつ継続的に対応できる体制を整える。

③地域支援ネットワーク構築業務

地域と連携したネットワークにより、地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行う。

（２）権利擁護業務（法第１１５条の４５第２項第２号）

①成年後見制度の活用

認知症など判断能力の低下により、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などが必要な方への支援のため、成年後見制度などの活用を図る。

申立て可能な親族がいる場合には、成年後見人制度や手続きについて説明し、関係機関の紹介等を行う。申立て可能な親族がいない場合等は市に報告し、市長申立てへつなげる。

②高齢者虐待への対応

通報等により虐待の事例を把握した場合は、速やかに当該高齢者等と面接し、状況を確認し、市と連携を図りながら適切な対応を行う。

また、地域住民や関係機関等と連携し、虐待防止及び早期発見に取り組む。

③困難事例への対応

複数の問題を抱える高齢者やその家庭に、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援をする。必要に応じて、市と連携を図り適切な対応を行う。

④消費者被害の防止

消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、市の消費者相談や警察などの関係機関と連携し、支援する。

　　⑤老人福祉施設等への措置

虐待等から保護するため、市が高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市と連携を図り支援する。

　　⑥権利擁護に関する啓発

権利擁護に対する理解を深め、防止するため、住民等への啓発活動に取り組む。

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第１１５条の４５第２項第３号）

　高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行う。

（４）地域ケア会議の推進（法第１１５条の４８）

医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別事例を検討する地域ケア会議を開催し、支援困難事例の問題解決及び介護予防・重度化防止に向けたケアマネジメントの質の向上を図る。

また、地域課題や必要な社会資源等を把握し、地域にあった高齢者支援につなげる。

２．介護予防・日常生活支援総合事業

（１）介護予防ケアマネジメント業務（法第１１５条の４５第１項第１号ニ及び法施行規則第１４０条の６４）

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り自立した生活を営むことができるよう、様々な課題を抱える高齢者に主体的な活動と生活の質の向上を目指すための適切な支援を行う。

そのため、把握した事業対象者の介護予防ケアプランを作成し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効果的に実施されるよう、必要な援助を行う。

将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を基本とした相談支援、指導を行う。

（２）一般介護予防事業（法第１１５条の４５第１項第２号）

元気な高齢者が自ら地域の活動に積極的に参画し、互いに支え合える地域をめざし、関係機関との連携を図る。

３．指定介護予防支援事業（法第８条の２第１６項）

市から指定を受けた指定介護予防支援事業所（法第１１５条の２２）として、介護保険における予防給付の対象となる要支援１、要支援２の認定者に対し、利用者の心身の状態、世帯の状況など置かれている環境等を勘案し、自立支援に基づいた適切な介護予防サービス計画を作成し、サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行うとともに、適切にモニタリングや評価を行い、インフォーマルサービスを含めた効果的なサービス利用と継続した支援を行う。

また、居宅介護支援事業所に業務の一部を委託している利用者については、担当する居宅介護支援専門員に対して、適切な業務が行われるよう個別に助言、指導等を行う。

４．在宅医療・介護連携の推進（法１１５条の４５第２項第４号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療職種と介護職種との連携を推進し、支援体制の強化を図る。

５．生活支援サービスの体制整備（法第１１５条の４５第２項第５号）

地域資源の開発とネットワーク化を担う生活支援コーディネーターと連携し、その活動を支える協議体等の設置および運営について、市や地域住民等の多様な主体と協働で取り組む。

６．認知症高齢者等及びその家族への支援（法第１１５条の４５第２項第６号）

認知症当事者の早期診断・早期対応を図るため、認知症地域支援推進員を配置し、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症当事者やその家族を支援する相談業務等を行うとともに、早期の受診や介護サービス等適切な支援につなげる認知症初期集中支援チームと連携して対応する。

また、認知症になっても自分らしく地域で暮らせるよう、認知症当事者やその家族の居場所づくり、地域住民への理解を深めることなどを目的とした認知症カフェの支援などに取り組む。

７．その他業務

　　　任意事業（法第１１５条の４５第３項）やその他、市が取り組む業務への支援を行う。